

令和7年度 西尾市一般廃棄物処理実施計画

第1 基本的事項

1 計画区域

西尾市全域

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込

(1) ごみ

単位：t

区 分		発生量	搬入先	搬入量
家庭系 資源物		46,040		46,040
	可燃ごみ	34,550	焼却施設	34,336
			(資源化分)	(214)
	不燃ごみ (埋立ごみ含む)	2,152	資源化施設	893
			最終処分場	383
			(資源化分)	(876)
	粗大ごみ	2,566	焼却施設	2,309
			資源化施設	257
		6,771		7,861
	プラスチック製容器包装	857	直接資源化	857
	空き缶	218	直接資源化	218
	空きびん	744	直接資源化	791
	紙類	2,157	直接資源化	2,371
	布類	183	直接資源化	183
	なべ・かま・スプレー缶	89	直接資源化	89
	小型家電	417	直接資源化	417
	ペットボトル	400	直接資源化	400
	白色トレイ	38	直接資源化	38
	乾電池・蛍光管	69	直接資源化	69
廃食用油	8	直接資源化	8	
剪定枝等	1,592	直接資源化	1,592	
クリーンセンター分別資源			829	
	18,437		18,437	
事業系	可燃ごみ	16,853	焼却施設	16,853
	不燃ごみ	37	資源化施設	22
			最終処分場	15
	粗大ごみ	865	焼却施設	778
			資源化施設	87
資源物	682	直接資源化	682	
合 計	64,477		64,477	

## (2) し尿

単位：k l

区 分	発生量(見込)	搬入先
し 尿	1, 219	し尿処理施設
浄化槽汚泥	29, 496	し尿処理施設
合 計	30, 715	

## 4 一般廃棄物の分別区分及び処理主体

区 分		収集・運搬	中間処理	資源化・最終処分			
ごみ	家庭系	可燃ごみ 一時多量ごみ等	直営・委託 自己搬入 許可業者	西尾市 クリーンセンター	資源化：市が委託 埋立処分：市内最終 処分場又は市が委託		
		不燃ごみ 一時多量ごみ等	直営・委託 自己搬入 許可業者				
		粗大ごみ	自己搬入 許可業者 戸別有料収集				
	資源物	プラスチック製容器包装	直営・委託	西尾市 クリーンセンター	市が資源化を委託		
		空き缶	委託	-	資源として売却		
		空きびん					
		紙類					
		布類					
		なべ・かま・スプレー缶					
		小型家電					
		ペットボトル				西尾市 クリーンセンター	市が資源化を委託
		白色トレイ				(福)くるみ会	資源として引き渡し
		乾電池・蛍光管				-	市が資源化を委託
	廃食用油	資源として売却					
	事業系	可燃ごみ	自己搬入 許可業者	西尾市 クリーンセンター	市が最終処分を委託		
不燃ごみ							
粗大ごみ							
し尿	し尿	委託	西尾市 浄化センター				
	浄化槽汚泥	許可業者					

## 5 委託・許可件数

単位：件

		収集運搬	中間処理	最終処分	合計
ごみ	委託(法第6条の2・別表1)	18	0	2	20
	許可(法第7条・別表2)	38	5	0	43
し尿	委託(法第6条の2・別表1)	7	0	0	7
	許可(法第7条、浄化槽法第35条第1項・別表2,3)	8	0	0	8

## 6 一般廃棄物処理計画で定める場所

西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第14条の2第1項で定める「一般廃棄物処理計画で定める所定の場所」とは次の場所とする。

### (1) 可燃ごみステーション

町内会等が西尾市へ申請して設置した家庭ごみのうちの可燃ごみ集積場所

### (2) 不燃ごみステーション

町内会等が西尾市へ申請して設置した家庭ごみのうちの不燃ごみ集積場所

### (3) 資源ステーション

町内会等が西尾市へ申請して設置した家庭ごみのうち資源物（プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん、紙類、布類、なべ・かまなどの金物類、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、廃食用油、その他金属製品、埋立ごみ）の分別集積場所（地区により収集対象に違いがある）

### (4) 常設資源ステーション

西尾市が設置した次の4か所の家庭ごみのうち資源物（空き缶、空きびん、紙類、布類、なべ・かまなどの金物類、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、乾電池、蛍光管、廃食用油）の分別集積場所

- ・米津地区常設資源ステーション（設置場所 西尾市米津町蔵屋敷 11-22）
- ・西尾地区常設資源ステーション（設置場所 西尾市寄住町下田 22）
- ・平坂地区常設資源ステーション（設置場所 西尾市平坂町鳥取 7-2）
- ・吉良地区常設資源ステーション（設置場所 西尾市吉良町吉田上島津 39-1）

## 第2 ごみ処理実施計画

### 1 一般廃棄物の排出の抑制のための方策

#### (1) ごみの減量化の推進（ごみの資源化）

- ・分別を徹底し、可燃ごみ、不燃ごみへの混入率を下げる。
- ・プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん、紙類、布類、なべ・かまなどの金物類、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、廃食用油を資源ステーションで回収する。
- ・ペットボトル、白色トレイを公共施設等で、乾電池、蛍光管については電器店等で拠点回収する。
- ・常設資源ステーションで空き缶、空きびん、紙類、布類、なべ・かまなどの金物類、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、乾電池、蛍光管、廃食用油を回収する。また、その周知を行う。

#### (2) 生ごみの減量化

- ・生ごみ処理器及び生ごみ処理機の購入補助を行う。
- ・ぼかしを配布し、各家庭から排出される生ごみの堆肥化を推進する。

- ・食品ロス削減の情報提供、啓発を行う
- (3) 自主的に資源回収の活動をするPTA、子供会等の各種団体に対して補助を行い、資源の再利用を積極的に推進する。
- (4) プラスチック製容器包装については、可燃ごみとの適正な分別を図り、より一層の資源化を行うものとする。
- (5) 啓発活動
- ・小学校出前講座（レスキュー530）の実施
  - ・資源・ごみ分別アプリ（さんあ〜る）を提供し、スマートフォンを利用して資源やごみの分別方法や収集日などの情報提供を行う。
  - ・町内会等へごみ減量説明会を実施。
  - ・ホームページや公式LINEアカウント、公式インスタグラムを活用し、情報提供、周知を行う。
- (6) 事業系ごみ減量の推進
- ・クリーンセンターにおいて、紙の搬入規制を行い資源化の促進をする。
  - ・ごみステーションから事業系ごみの排除やクリーンセンターから産廃を排除し、廃棄物の適正処理を推進する。
  - ・食品ロス削減協力店を募集し、啓発を行う。
- 2 分別収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分と一般廃棄物の適正な処理並びにこれを実施する者に関する基本的事項
- (1) 可燃ごみ、プラスチック製容器包装
- 一般家庭から排出される可燃ごみ又はプラスチック製容器包装は、市長の指示する日時にごみ指定袋により可燃ごみステーション又は資源ステーションに排出する。
- (2) 不燃ごみ
- 一般家庭から排出される不燃ごみは、市長の指示する日時に西尾地区はごみ指定袋により不燃ごみステーションに排出し、一色地区（佐久島を除く。）、吉良地区及び幡豆地区は資源ステーションのコンテナに排出する。
- (3) 埋立ごみ
- 一般家庭から排出される多量の陶磁器類、ガラス類等資源化されない不燃ごみは、市内の一般廃棄物最終処分場に自己搬入する。少量の埋立ごみは、西尾地区はごみ指定袋で不燃ごみステーションに排出し、一色地区（佐久島を除く。）、吉良地区及び幡豆地区は資源ステーションのコンテナに排出する。
- (4) 資源物
- 資源物については以下の分別の方法により収集する。
- ① 空き缶は、資源ステーションのコンテナに排出する。
  - ② 空きびんは、茶色、透明、その他の3種類に分別し、資源ステーションのコンテナに排出する。

- ③ 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみの5種類に分別し、資源ステーションに排出する。
  - ④ 布類は、資源ステーションに排出する。(西尾地区を除く)
  - ⑤ なべ・かまなどの金物類、スプレー缶、小型家電は、資源ステーションのコンテナに排出する
  - ⑥ ペットボトル、白色トレイは、拠点及び資源ステーションに排出する。回収は、拠点は随時、資源ステーションは月2回いずれも委託業者が行う。(西尾地区は拠点のみ)
  - ⑦ 乾電池、蛍光管は、拠点に排出する。回収後、使用済乾電池・廃蛍光管保管施設に搬入する。
  - ⑧ 廃食用油は、資源ステーションに排出する。(一色地区)
  - ⑨ 常設資源ステーションでは、空き缶、空きびん、紙類、布類、なべ・かまなどの金物類、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、乾電池、蛍光管、廃食用油(市役所を除く。)を回収する。
- (5) にこやか収集  
家庭から排出されるごみ等を所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等の世帯に対して、にこやか収集により、週1回、市がごみの排出の支援を行うものとする。
- (6) 粗大ごみ  
粗大ごみは、西尾市クリーンセンターへ自己搬入するものとする。ただし、自己搬入できない場合は、1個につき1,040円で市が収集する。
- (7) 佐久島地区のごみ収集  
佐久島地区においては、前(1)から(6)によらず、可燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん、紙類、布類、なべ・かまなどの金物類、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、乾電池、蛍光管、廃食用油、その他金属製品、埋立ごみの分別収集を、台船を使用し月1回行う。
- (8) し尿及び浄化槽汚泥  
し尿の収集運搬は、月1回又は臨時に戸別に実施し、浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者が戸別に実施する。また、浄化槽の清掃は、許可業者が実施する。
- (9) 一般廃棄物収集運搬業の許可方針  
ごみの排出量の見込み等を勘案すると、既存の許可業者により適正な収集運搬が確保できるため、原則、一般廃棄物収集運搬業の新規許可はしない。

### 3 収集運搬計画

#### A 可燃ごみ収集日程

地区 曜日	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区
月・木	西尾、花ノ木、福地、 寺津、鶴城	排水路西側	吉田、白浜 荻原（饗庭・荻西）	東幡豆 寺部
火・金	三和、室場、中畑 矢田、平坂、八ツ面 米津、西野町	排水路東側	横須賀、津平 荻原（荻東・富八）	西幡豆 鳥羽
毎月1回		佐久島		

#### B 不燃ごみ収集日程

(西尾地区)

毎月 曜日	第1・第3	第2・第4
水	西尾、三和、室場、矢田、平坂、 八ツ面	中畑、花ノ木、福地、寺津、鶴城、 米津、西野町

#### C プラスチック製容器包装収集日程

地区 曜日	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区
月	中畑、米津、平坂			
火	花ノ木、寺津			
水	西野町、鶴城、矢田	全域	全域	全域
木	八ツ面、三和、室場			
金	西尾、福地			
毎月1回		佐久島		

#### D 資源物収集日程

地区 曜日	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	
毎月第1・3	月	西野町		西幡豆	
	火	鶴城、福地			
	水	米津、中畑		東幡豆(桑畑組除く)	
	木	寺津		横須賀(1・2・7・8区) 津平	
	金	花ノ木		吉田	桑畑組、寺部、鳥羽
毎月第2・4	月	矢田		西幡豆	
	火	西尾	西部		
	水	三和、室場	中部		東幡豆(桑畑組除く)
	木	平坂	南部	横須賀(3・4・5・6区) 荻原(荻東・富八)	
	金	八ツ面	東部	白浜 荻原(饗庭・荻西)	桑畑組、寺部、鳥羽
毎月1回		佐久島			

幡豆地区：第1・3（空き缶、空きびん、埋立ごみ、その他金属製品、なべ・かまなど金物類、スプレー缶、小型家電）

第2・4（紙類、布、ペットボトル、白色トレイ）

#### 4 一般廃棄物最終処分場の整備に関する事項

埋立ごみの最終処分は、平原地区一般廃棄物最終処分場、一色地区一般廃棄物最終処分場、吉良地区一般廃棄物最終処分場及び幡豆地区一般廃棄物最終処分場で行うものとし、埋立方式は、平原地区はセル方式、一色地区、吉良地区及び幡豆地区はサンドイッチ方式とする。

各最終処分場は、受入廃棄物の適正化と分別の徹底を推進することにより、その延命を図るものとする。

#### 一般廃棄物最終処分場の概要

名 称	平原地区一般廃棄物最終処分場	一色地区一般廃棄物最終処分場
所 在 地	西尾市平原町花籠 60 番地 1	西尾市一色町細川四ノ割 1 番地
埋立総面積	16,800 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>
全体容量	146,000 m <sup>3</sup>	49,000 m <sup>3</sup>
残余容量 (令和5年度末)	97,877 m <sup>3</sup>	15,739 m <sup>3</sup>
埋立方式	セル方式	サンドイッチ方式
名 称	吉良地区一般廃棄物最終処分場	幡豆地区一般廃棄物最終処分場
所 在 地	西尾市吉良町饗庭二本松 1 番地	西尾市鳥羽町笹頭 49 番地 1
埋立総面積	9,400 m <sup>2</sup>	7,100 m <sup>2</sup>
全体容量	46,500 m <sup>3</sup>	38,824 m <sup>3</sup>
残余容量 (令和5年度末)	16,483 m <sup>3</sup>	15,723 m <sup>3</sup>
埋立方式	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式

別表1 委託業者

(1) ごみ収集運搬業者

名称	所在地
株式会社 エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑 36 番地 1
西尾衛生 株式会社	西尾市熊味町北十五夜 17 番地
有限会社 平坂浄化槽維持管理センター	西尾市平坂町丸山 29 番地
株式会社 一色厚生社	西尾市一色町一色山荒子 28 番地
有限会社 一色町浄化槽管理センター	西尾市一色町前野新田 25 番地 1
有限会社 清和サービス	西尾市吉良町吉田桐杭 37 番地 1
有限会社 コスモエコサービス	西尾市吉良町下横須賀加長割 47 番地 4
ナミキリ (波切 英樹)	西尾市西幡豆町中央台 121 番地
株式会社 コスモクリーンサービス	西尾市吉良町岡山王ノ城 11 番地
有限会社 ハズカンキョウ	西尾市東幡豆町四ツ割 28 番地 1

(2) し尿収集運搬業者

名称	所在地
株式会社 エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑 36 番地 1
西尾衛生 株式会社	西尾市熊味町北十五夜 17 番地
株式会社 一色厚生社	西尾市一色町一色山荒子 28 番地
有限会社 一色町浄化槽管理センター	西尾市一色町前野新田 25 番地 1
有限会社 清和サービス	西尾市吉良町吉田桐杭 37 番地 1
有限会社 コスモエコサービス	西尾市吉良町下横須賀加長割 47 番地 4
有限会社 ハズカンキョウ	西尾市東幡豆町四ツ割 28 番地 1

(3) 資源物収集運搬業者

名称	所在地
協同組合 西尾リサイクル	西尾市下町申塚 22 番地 1
公益社団法人 西尾市シルバー人材センター	西尾市花ノ木 2 丁目 1 番地
井上商店 (井上 龍雄)	西尾市一色町前野東浦 67 番地
棚田商店 (棚田 昭治)	西尾市一色町味浜西乾地 123 番地 2
有限会社 清和サービス	西尾市吉良町吉田桐杭 37 番地 1
有限会社 澤商店	西尾市徳永町西側 71 番地
株式会社 西三河資源	西尾市吉良町富好新田役地 28 番地 2
株式会社 梅田商店	西尾市西幡豆町見影田 98 番地 127

(4) 最終処分業者

名称	所在地
公益財団法人 愛知臨海環境整備センター	知多郡武豊町字三号地 1 番地
三重中央開発 株式会社 ※	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地

※ 西尾市クリーンセンターから三重中央株式会社までの焼却灰の収集運搬も含む。

別表2 一般廃棄物処理許可業者

(1) ごみ収集運搬

許可業務：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条による

名称	所在地
株式会社 ユニオンサービス	名古屋市緑区大高町字追風 23 番地 1
有限会社 エリアサービス	岡崎市真宮町 3 番地 16
株式会社 朋栄社	碧南市相生町 2 丁目 115 番地
サンエイ 株式会社	刈谷市桜町 3 丁目 3 番地
ヒラテ産業 有限会社	刈谷市大正町 6 丁目 203 番地
公益社団法人 西尾市シルバー人材センター	西尾市花ノ木 2 丁目 1 番地
神谷組 (神谷 重光)	西尾市丁田町杢左 18 番地
澤住建 (澤 仁志)	西尾市下矢田町円入庵 13 番地
西尾衛生 株式会社	西尾市熊味町北十五夜 17 番地
有限会社 村松商店	西尾市尾花町前砂地 14 番地
社会福祉法人 くるみ会	西尾市野々宮下宮東 11 番地 4
株式会社 エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑 36 番地 1
有限会社 平坂浄化槽維持管理センター	西尾市平坂町丸山 29 番地
有限会社 澤商店	西尾市徳永町西側 71 番地
有限会社 大宝産業	西尾市一色町対米船原 7 番地
有限会社 あいち商會	西尾市中畑町神明前 5 番地 3
株式会社 一色厚生社	西尾市一色町一色山荒子 28 番地
有限会社 一色町浄化槽管理センター	西尾市一色町前野新田 25 番地 1
グリーン開発 有限会社	西尾市岡島町宮西 103 番地
株式会社 コスモクリーンサービス	西尾市吉良町岡山王ノ城 11 番地
株式会社 東かい建材	西尾市吉良町富田江ヶ原 8 番地 1
吉良開発 株式会社	西尾市吉良町宮迫大迫 105 番地
吉田設備 (糟谷 信幸)	西尾市吉良町吉田西郷 2 番地
三河産業 株式会社	西尾市吉良町上横須賀宮前 46 番地
兼子建設 株式会社	西尾市吉良町吉田上浜 13 番地
ディリー 株式会社	安城市二本木町東切替 63 番地
株式会社 三鈴クリーンアップ	西尾市平坂町長堀町 61 番地 1
モリシン 株式会社	西尾市吉良町吉田東郷 35 番地 1
株式会社 大久保東海	岡崎市宮地町字北浦 33 番地
株式会社 アシタ	碧南市大浜上町一丁目 60 番地
株式会社 梅田商店	西尾市西幡豆町見影田 98 番地 127
株式会社 レリック	東海市名和町一番割上 84 番地 4
ホームックス 株式会社	豊田市松ヶ枝町三丁目 30 番地

名称	所在地
株式会社 エヌティーグループ	西尾市一色町味浜屋下 15 番地 10
合同会社 Re. NK	西尾市一色町一色山荒子 31 番地 2
鈴博建設 株式会社	西尾市吉良町上横須賀宮前 163 番地
有限会社 マルヤス土木	西尾市吉良町白浜新田寺西登 14 番地 2

(2) 中間処理

許可業務：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条による

名称	所在地
社会福祉法人 くるみ会	西尾市野々宮下宮東 11 番地 4
有限会社 グリーンファイブ	西尾市齊藤町郷中 18 番地 2
吉良開発 株式会社	西尾市吉良町宮迫大迫 105 番地
株式会社 エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑 36 番地 1
松治木材 株式会社	西尾市一色町対米中野 29 番地

(3) 浄化槽汚泥収集運搬

許可業務：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条による

名称	所在地
株式会社 エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑 36 番地 1
西尾衛生 株式会社	西尾市熊味町北十五夜 17 番地
有限会社 平坂浄化槽維持管理センター	西尾市平坂町丸山 29 番地
株式会社 一色厚生社	西尾市一色町一色山荒子 28 番地
有限会社 一色町浄化槽管理センター	西尾市一色町前野新田 25 番地 1
有限会社 清和サービス	西尾市吉良町吉田桐杭 37 番地 1
有限会社 コスモエコサービス	西尾市吉良町下横須賀加長割 47 番地 4
有限会社 ハズカンキョウ	西尾市東幡豆町四ツ割 28 番地 1

別表3 浄化槽清掃業許可業者

許可業務：浄化槽法第35条第1項による

名称	所在地
株式会社 エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑 36 番地 1
西尾衛生 株式会社	西尾市熊味町北十五夜 17 番地
有限会社 平坂浄化槽維持管理センター	西尾市平坂町丸山 29 番地
株式会社 一色厚生社	西尾市一色町一色山荒子 28 番地
有限会社 一色町浄化槽管理センター	西尾市一色町前野新田 25 番地 1
有限会社 清和サービス	西尾市吉良町吉田桐杭 37 番地 1
有限会社 コスモエコサービス	西尾市吉良町下横須賀加長割 47 番地 4
有限会社 ハズカンキョウ	西尾市東幡豆町四ツ割 28 番地 1